

和歌山市第9圏域地域包括支援センター募集要領

1 募集の趣旨

和歌山市では、介護保険法（以下「法」という。）第115条の4第1項により、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする地域包括支援センター（以下「センター」という。）を市内に15か所設置しています。

この度、第9圏域（三田地区、名草地区、安原地区）において、地域包括ケアシステムの中核的役割を担うセンターを運営する相手方を募集します。

2 開設予定日

令和9年4月1日

3 募集圏域

第9圏域

高齢者人口（令和8年8月31日時点）	9,977人
高齢化率	30.4%
要支援認定者数（令和8年8月31日時点）	694人
ケアプラン作成数（令和8年8月分）	411件

4 主な実施業務

第9圏域内にセンターを設置し、次に掲げる業務を円滑に遂行する。

- （1）介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務（介護保険法第8条の2第16項、第115条の4第1項第1号ニ）
- （2）総合相談支援業務（介護保険法第115条の4第2項第1号）
- （3）権利擁護業務（介護保険法第115条の4第2項第2号）
- （4）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の4第2項第3号）
- （5）認知症総合支援業務（介護保険法第115条の4第2項第6号）、任意事業（法115条の4第3項）、地域ケア会議推進業務（介護保険法第115条の48）
- （6）センター長会議及びその他の専門職会議等への参加
- （7）地区民生委員児童委員協議会、その他関係機関が主催する会議への参加

5 履行期間

（1）履行期間

本契約の履行期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとします。

（2）委託業務期間

本契約の委託業務期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。

（3）準備期間（引継等）

契約締結日から令和9年3月31日までの期間は、業務の引継ぎ等を行う準備期間とします。

6 委託料

（1）委託料の金額

本業務に係る委託料は、年間29,372,000円（令和8年度時点、3職種職員（後記8 人員配置参照）人件費5人分および事務費を含む）とします。ただし、3職種職員の欠員の期間に応じて、委託料の金額が変更される場合があります。

(2) 準備期間（引継等）の取り扱い

準備期間（引継等）については、委託料の対象とはなりません。

7 応募資格

医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人等の法人格を有し、センター業務を適切、公正、中立かつ効率的に運営することができる者で、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 令和8年9月1日現在、和歌山市内で主たる事務所または事業所を有し、継続して運営していること。

(2) 第9圏域内にセンターを設置し、別添の「基本方針、運営方針」に基づき、包括的支援事業の業務等を公正、中立な立場で地域と連携し効率的に運営することができる者。

(3) センターと併せて指定介護予防支援事業所を設置すること。

(4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 和歌山市暴力団排除条例（平成23年10月3日条例第28号）第2条に規定する、暴力団員及び暴力団員等でないこと。

イ 法人及び法人代表者が市税等を滞納していないこと。

8 人員配置

(1) センターに次に掲げる職種の職員を少なくとも各1名以上、計5名を配置する。

ア 保健師またはそれに準ずるもの

準ずるものとは、地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師（准看護師を除く。）

イ 社会福祉士またはそれに準ずるもの

準ずるものとは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

ウ 主任介護支援専門員またはそれに準ずるもの

準ずるものとは次のいずれかに該当する者

①「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

②地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講をめざす介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

(2) 包括的支援事業を統括するため、センターの管理者として、センター長を配置する。ただし、センター長は3職種職員が兼ねることができる。

(3) 指定介護予防支援事業所に、事業が円滑に実施できるよう次に掲げる職種の職員を、必要数を配置する。

ア 保健師

イ 介護支援専門員

ウ 社会福祉士

エ 経験ある看護師

オ 高齢者保健福祉に関する相談援助業務等に3年以上従事した社会福祉主事

(4) 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業を統括するための管理者を配置する。た

だし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者であるセンターの職務に従事することができる。

9 運営体制及び設備

夜間時や休日等の緊急の相談に備え、あらかじめ、必要となる関係機関との連絡方法等、24時間連絡がとれるよう体制を整備しておくこと。

またセンターの設備は次のとおりとする。

- (1) 必要人員を考慮した最低限の広さの事務室を有すること。
- (2) 事務室内または事務室外に相談室の機能を持つ場所または部屋を設けること。なお、事務室内を仕切る等により相談コーナーとする場合においては、相談者に配慮した形態とすること。
- (3) 事務室には、机、椅子、施錠できる書類保管庫、パソコン、プリンタ、電話、ファックスを必ず設備すること。
- (4) センター専用で利用できる電子メールアドレスを取得し、地域包括支援センターシステムとは別のパソコンを使用すること。
- (5) センターを2階以上に設置する場合は、エレベーターを有する建物であること。ただし、1階で相談受付を行う等の配慮をする場合はこの限りではない。
- (6) 建物の周辺、入口も含めて、高齢者に配慮した建物及び設備であること。
- (7) 駐車場は、専用のスペースを2台以上確保すること。
- (8) 地域包括支援センターシステムについては、次のとおりとする。

ア ソフトウェアの調達

必要な三職種の人員に1台を加算した数は、市が調達するものとし、それ以外については受託法人が調達するものとする。

イ ソフトウェアのインストールに伴う費用

- (ア) 新規初期設定に伴う費用は受託法人の負担とする。
- (イ) 受託法人が運営するセンターの移転に伴う費用は、受託法人の負担とする。
- (ウ) 市とシステム運営委託業者との契約終了に伴い、新たにソフトウェアのインストールをする必要がある場合の費用は、市の負担とする。
- (エ) 契約期間中、必要な三職種の人員増加に伴う費用は、市の負担とする。

ウ パソコン、ルーター等のハードウェアについては、受託法人が調達するものとする。

エ システム稼動に伴う通信料金は、受託法人が負担するものとする。

オ ウイルス対策ソフトについては、市が負担するものとする。

10 応募手続及び応募書類

(1) 提出書類

ア 地域包括支援センター応募申込書【様式1～6】（枠に収まらない場合は適宜追加等すること〈様式6を除く〉）

イ 法人登記に係る履歴事項全部証明書

ウ 令和6年度及び令和7年度に係る法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、財産目録、事業報告書、損益計算書その他の会計基準等に基づき作成したもの）

(2) 提出部数

正本：1部 副本：9部（副本はコピー可） 計10部作成し、提出すること。

(3) 提出期間

令和8年10月26日（月曜日）から令和8年11月11日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から17時まで（正午から13時までを除く）

(4) 提出場所

和歌山市健康局保険医療部地域包括支援課（和歌山市七番丁23番地 東庁舎3階）

(5) 提出方法

(1)の提出書類を(3)の提出期間の9時から正午まで及び13時から17時までに(4)の提出場所へ持参してください。郵送又は電子メールによる提出は、受け付けないこととします。提出期間を経過した場合、理由の如何を問わず一切受理しません。

(6) その他

別添の「応募申込書の記入にあたって」を参照の上、提出書類を作成すること。

1.1 質疑・回答

(1) 質疑

ア 質問方法 公募要領に関する質問受付については、電子メールで、質問票【様式7】によるものとし、電話、ファックス、口頭での問い合わせには応じません。

イ 質問受付期間

令和8年10月13日(火曜日)から令和8年10月23日(金曜日)まで
質問期間を経過した場合、質問には応じません。

ウ 質問受付先

和歌山市健康局保険医療部地域包括支援課

Email: chiikihokatsu@city.wakayama.lg.jp

(2) 回答

質問受付期間内に寄せられた質問については、令和8年10月26日(月曜日)までに随時回答を和歌山市ホームページ(ページ番号:1065684)に掲載します。

1.2 審査方法等

地域包括支援センター応募申込書による書類審査及びヒアリングにて審査します。

ヒアリングについては、次のとおり実施します。

(1) 日時 令和8年11月26日(木曜日)のうち、和歌山市の指定する時間

(2) 場所 和歌山市の指定する場所(和歌山市役所内を予定)

(3) 内容 応募申込書に基づいたセンターの運営に関する事項について

(4) 参加者 各法人2名まで

(5) 所要時間 1法人あたり20～30分程度

1.3 審査結果・公表

(1) 通知方法

審査結果は、応募者全員に対して令和8年12月中旬までに文書で通知します。

(2) 結果の公表

審査結果は、和歌山市ホームページ(ページ番号:1065684)に掲載します。

(3) 問い合わせ対応

選定結果およびその内容に関する問い合わせには応じません。

1.4 契約手続等

(1) 協議の実施

審査結果の通知後、選定された受託法人と委託契約の締結および業務開始に向けて協議を行うものとします。

(2) 契約締結時期

委託契約締結については、令和8年12月中旬以降に行います。

(3) 契約保証金

受託者は、契約と同時に契約金額の100分の10の額の契約保証金の納付が必要です。ただし、和歌山市契約規則第34条項各号に該当する場合は契約保証金を免除します。

1 5 その他

- (1) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。
- (3) 応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とするとともに所要の措置を講じることがあります。事業開始までの間に提出書類の内容に変更をきたす場合は、決定を取り消す場合があります。

1 6 問合わせ先

和歌山市健康局保険医療部地域包括支援課

住 所：〒640－8511 和歌山市七番丁23番地（東庁舎3階）

電 話：073－435－1197

E mail：chiikihokatsu@city.wakayama.lg.jp

担 当：幸前、菅野、前田